任意継続加入者
資格喪失申出書

この申出書は、任意継続加入者である者が該当加入者期間を満了する前に資格喪失を希望する場合に使用してください。

■提出上の注意

1. 任意継続加入者の期間が満了する前に資格喪失を希望する場合は、必ずこの申出書を提出してください。
2. 配偶者等の加入している健康保険制度の被扶養者として認定を受ける場合や国民健康保険に加入する場合は、任意継続加入者の資格を喪失した後になります。
   任意継続加入者として被保険者(加入者)である間は、国民健康保険に加入したり被扶養者として認定できないことになっています。
3. 任意継続加入者が私立学校に再就職した場合は、学校法人等より提出される再資格取得報告に基づき喪失処理をするため、この申出書の提出は不要です。
4. 任意継続加入者が資格喪失日以後の掛金を納付している場合は、資格喪失確認後「任意継続掛金介護掛金還付請求書」を送付しますので、速やかに手続きをしてください。

■添付書類

1. 任意継続加入者証等
2. 他の健康保険制度に加入した場合は、加入した制度の保険証のコピー(被扶養者となった場合や国民健康保険への加入は除く)

記入例

任意継続加入者の私学太郎さんが国民健康保険に加入するため資格喪失を申し出ました。

任意継続加入者番号	03-F-0888-00011
生　年　月　日	昭和60年2月20日
任意継続加入者 資格喪失の申出日	令和○○年4月25日

(この用紙は再生紙を使用しております。)

加入者証に記載されている加入者番号を記入してください。

該当する年号の番号を○で囲んでください。生年月日は年・月・日ごとに2マス用いて記入し、1マスで足りる場合は前に0(ゼロ)を記入してください。

転居、結婚等で住所、氏名に異動のあるときは、「任意継続加入者異動届書」で同時に届けてください。

任意継続加入者資格喪失申出書

任意継続加入者の資格喪失を申し出ます。

令和○○年　4　月　25　日

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

申出者 住　所	郵便番号(　100 - 6002　) 東京都千代田区神谷1丁目7番16号 チヨダコーポ301号 電話　03(3813)3381
加入者 氏　名	私学 太郎
申出者 氏　名	(加入者が死亡している場合のみ記入してください) 加入者との続柄:

1	任意継続加入者番号				生　年　月　日				性別		※資格喪失年月日					※喪失事由	※事業団記入欄	
	県コード	学種	学校番号	個人番号	39	年	月	日		46	48	年	月	日	55		内発 56	遡及 57
21520	11 0 3	F	0 8 8 8	0 0 0 1 1	③昭 4 平	6 0	0 2	2 0	①.男 2.女	01	5					1. 喪失 2. 死亡		

任意継続加入者の喪失事由(1〜3の該当する番号を○で囲んでください)	任意継続加入者証の使用期限
① 加入者本人の申し出による　・国民健康保険(医師国保等を含む)に加入する　・健康保険等の被扶養者となる　・海外に出国する　など	資格喪失を申し出た月の末日までです。
2. 死亡した(　　　年　　月　　日死亡)	死亡日までです。
3. 健康保険等の適用されている職場に就職した (新しい職場の保険証または組合員証の本人分の写しを添付してください)	健康保険等の加入日の前日までです。

加入者証及び加入者被扶養者証の添付 (該当する番号を○で囲んでください)	加入者証　①有　2. 後日返納 加入者被扶養者証　①有(2 枚)　2. 後日返納(　　枚)
任意継続掛金について	納付した方法を○で囲み、1. の場合は納付状況を記入してください。 ①納付通知書により納付(令和○○年 4 月分まで納付済) 2. 口座振替により納付
備考	

1. ※欄は記入しないでください。
2. 上記の資格喪失事由が1または2の場合は、「資格証明書」を交付します。
3. 任意継続加入者証の使用期限の翌日以降は、任意継続加入者証等を使用しての保険診療等は受けられませんので十分ご注意ください。
4. 任意継続加入期間満了による資格喪失は、この申出書の提出は必要ありません。満了となる月に「資格証明書」を交付します。
5. 私学共済制度に再資格取得することによる資格喪失は、この申出書の提出は必要ありません。

私学事業団受付印

11270　2022.04

資格喪失事由は1から3のいずれか該当する番号を○で囲んでください。死亡した場合はその日付を(　)内に記入してください。

資格喪失を申し出た時点の納付状況を記入してください。被扶養者となる場合や国民健康保険へ加入する場合は、資格喪失を申し出た日の属する月分までお支払いください。